

# 岩手県伝統野菜等の種子の保存に関する要領

農園第 557 号

制定 令和 3 年 3 月 30 日

## 第 1 目的

この要領は、岩手県主要農作物等の種子等に関する条例（令和 3 年条例第 27 号）第 10 条に規定する伝統野菜等の種子の保存に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 定義

この要領において、「伝統野菜等」とは、稲、大麦、小麦、大豆、そば、雑穀、野菜、果樹及び花きのうち本県において伝統的に栽培されてきた在来種（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定する遺伝子組換え生物等及び異なる品種を交配した一代雑種を除く。）をいう。

## 第 3 伝統野菜等の調査

- 1 農産園芸課総括課長は、様式により種子を保存しようとする伝統野菜等の調査を実施する。
- 2 調査を実施する伝統野菜等は、別表 1 の要件を満たすものとする。

## 第 4 伝統野菜等保存検討会議の開催

種子を保存しようとする伝統野菜等の決定についての意見を聴くため、岩手県伝統野菜等保存検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

## 第 5 会議

- 1 会議の参集範囲は、別表 2 に掲げる者とする。
- 2 別表 2 に掲げる者の他、必要に応じ、当該案件に関係する者の出席を求めることができる。
- 3 会議は、岩手県農林水産部農政担当技監が議長となる。ただし、議長に事故があるときは、岩手県農林水産部農産園芸課総括課長がその職務を代理する。

## 第 6 協議事項

会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 伝統野菜等の決定基準に関する事項
- (2) 種子を保存する伝統野菜等の決定に関する事項
- (3) その他必要事項

## 第 7 伝統野菜等の種子の保存

伝統野菜等の種子は岩手県農業研究センター（県北農業研究所）で保存する。

## 第 8 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3の2関係）

## 伝統野菜等の要件

項目	要件
来歴	概ね100年前から栽培されていること
特性	固有の特性が明確になっていること
来歴の根拠資料	来歴の根拠となる資料が存在すること

別表2（第5の1関係）

## 参集範囲

所 属	職 名
全国農業協同組合連合会岩手県本部	営農支援部長
全国農業協同組合連合会岩手県本部	米穀部長
全国農業協同組合連合会岩手県本部	園芸部長
公益社団法人岩手県農産物改良種苗センター	専務理事
岩手県農林水産部	農政担当技監
岩手県生物工学研究所	所長
岩手県農業研究センター	所長
岩手県農業研究センター 県北農業研究所	所長
岩手県農林水産部 農業普及技術課	総括課長
岩手県農林水産部 農産園芸課	総括課長

様式（第3の1関係）

種子を保存する伝統野菜等調査

名称	項目	回答
(記載例) 〇〇大根	特性・特徴	
	市町村及び地域名	
	栽培農家数	
	栽培面積	
	栽培量（単位）	
	種子の生産方法	
	権利の有無	
	来歴・根拠	
	問い合わせ先	
	特性・特徴	
	市町村及び地域名	
	栽培農家数	
	栽培面積	
	栽培量（単位）	
	種子の生産方法	
	権利の有無	
	来歴・根拠	
	問い合わせ先	
	特性・特徴	
	市町村及び地域名	
	栽培農家数	
	栽培面積	
	栽培量（単位）	
	種子の生産方法	
	権利の有無	
	来歴・根拠	
	問い合わせ先	

備考1 在来種の数が多い場合は、行を追加して記載すること

2 来歴の根拠資料の写しを添付のこと（写真可）